

## 公益財団法人日高奨学会 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日高奨学会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金の種類は、広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金及び賛助会費とする。

2 この規程における寄附金は、原則として金銭にて受領するものとする。

### (寄附金の募集)

第3条 寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集方法、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、募金目論見書という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (受け入れ基準)

第4条 寄附金は、個人及び団体から受領することができる。

ただし、反社会的勢力に関わる者からの寄附など社会通念上不相当と認められる場合は、これを辞退することができる。

### (募金目論見書の交付等)

第5条 寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

### (寄附手続)

第6条 寄附金等をこの法人に寄附しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申込みを行う。

2 この法人は、前項により寄附金の申込みを受領したときは、第4条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入れを行う。

### (受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書等を寄附者に送付するものとする。

### (募金に係る結果の報告)

第8条 この法人は、寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、用途予定その他、必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

### (情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

### (個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

### (改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。